



学校いじめ防止基本方針

いわき市立中央台北中学校

いわき市立中央台北中学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に關し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることを全ての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の情報と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態（例）】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、ものを売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的の行うため、次の組織を設ける。

①名称

「生徒指導委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

③組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、記録
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 相談期間や定期的なアンケート調査の実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、生徒指導委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。
また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

【重大事態の定義】

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

【重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響】

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

- ① いじめを受けた生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- ② 対応したことに対して、たとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにしてそれまでの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- ③ 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。

調査により謙を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢を持つことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

- ④ 詳細な調査を行わなければ、事実の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々しく「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしない。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、被害生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。
- ⑤ 特に、自殺事案の場合、学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する。
- ⑥ 被害生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、可能な限りそれまでの対応を振り返り、検証することは必要である。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害生徒・保護者が望まないことを理由として、それまでの対応を検証することを怠ってはならない。

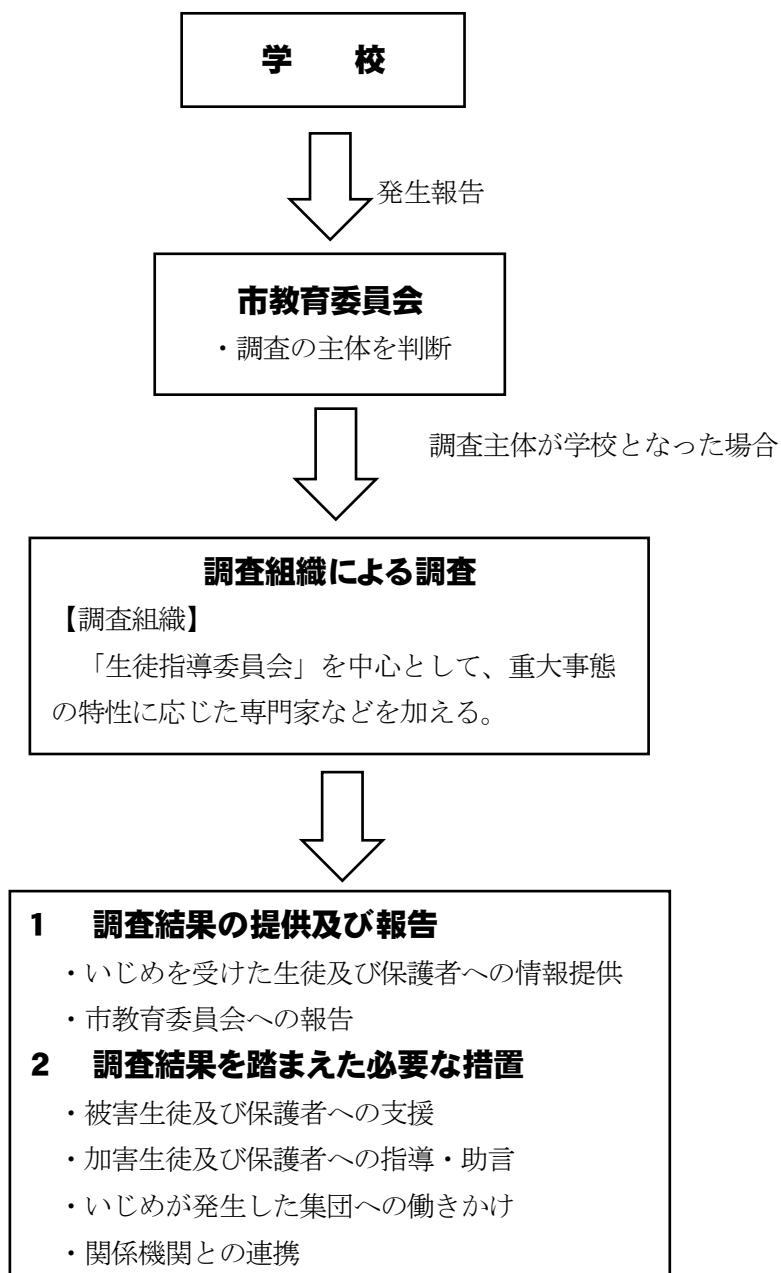
重大事態の調査は、被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害生徒・保護者の意向を的確

に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことはしない。

(7) 自殺事案における遺族に対する接し方

自殺事案の場合、子どもを亡くしたという心情から、遺族に対する調査の説明を進める際に時間を見る場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気強く信頼関係の構築に努め、被害生徒・保護者に寄り添いながら調査を進める。

重大事態への対応



(8) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・アンケート調査計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	全校集会における全体指導	アンケート調査	生徒指導全体協議会	生徒指導委員会 (毎週実施)	計画・目標の作成と提示
5月		アンケート調査	校内研修Ⅰ	生徒指導委員会 (毎週実施)	
6月		アンケート調査 二者相談 Q-Uテスト		生徒指導委員会 (毎週実施)	
7月	全校集会における全体指導	アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	学期の評価
8月	全校集会における全体指導	アンケート調査 三者相談		生徒指導委員会 (毎週実施)	
9月		アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	
10月		アンケート調査	校内研修Ⅱ	生徒指導委員会 (毎週実施)	
11月		アンケート調査 三者相談		生徒指導委員会 (毎週実施)	
12月	全校集会における全体指導	アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	学期の評価
1月	全校集会における全体指導	アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	
2月		アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	
3月	全校集会における全体指導	アンケート調査		生徒指導委員会 (毎週実施)	年間評価